

8川健高事第544号
令和8年6月15日

川崎市内法人 各位

川崎市健康福祉局
長寿社会部高齢者事業推進課担当課長
(公 印 省 略)

業務管理体制確認検査（一般検査）の実施について（通知）

日頃から、本市介護保険事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、介護保険事業運営の適正化を図るため、業務管理体制の整備及びその運用状況について定期的な報告を求めています。

つきましては、川崎市介護サービス事業者の業務管理体制確認検査実施要綱に基づき、次のとおり一般検査を実施します。

1 根拠規定及び目的

（根拠規定）介護保険法第115条の32及び第115条の33

（目的）不正行為の防止及び介護保険制度の適正な運営の確保を図る。

2 対象法人

（1）別紙1のとおり

※川崎市内にのみ介護保険事業所を持つ法人であり、かつ前回の一般検査（R6実施）が未提出（R6以降に新規で届出受理された法人も含まれます）であった法人が対象です。

※事業所単位ではなく法人単位で回答して下さい。

3 提出方法

電子申請システム（LoGo フォーム）

4 提出資料等

（1）法令遵守責任者（フォーム内で回答）

（2）法令遵守規定（中規模法人のみ、フォーム内に pdf ファイルを添付）

5 提出期限

令和8年8月31日

（健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指導係）

TEL 044-200-2910

FAX 044-200-3926